

「地方公務員の定年延長に関する指定都市市長会提言」及び
「国税・道府県税・市税の情報連携による税務事務の効率化に関する提言」の
要請活動報告

1 要請日時

平成31年2月6日（水）10：10～11：25

2 要請内容 ※要請文は別紙1及び2参照

- （定年延長）
- ・採用計画など、調整を必要とする中長期的課題が多いことから、段階的な引上げ方を含め、スケジュールを早急に示すこと。
 - ・定年延長の制度設計に当たっては、地方の実情に応じ、役職定年の年齢（60歳）、任用換の対象となる職（管理監督職員）などを、地方の裁量により決定できる仕組みを設けること。
 - ・制度設計に当たっては、地方公務員に係る定年延長の検討の場などにおいて、指定都市の意見を十分に聴く機会を設けるとともに、その意見を具体的な制度設計に反映すること。
- （税務事務）
- ・国・都道府県・市区町村が保有する税情報に関する情報連携の拡大と電子化の更なる推進を図ること。
 - ・税務システムの標準化・共通化の検討を進めるに当たって、助言・協力及び財政的な支援を行うこと。

3 要請先

①総務省 副大臣	鈴木 淳司（定年延長、税務事務）
②総務省 自治税務局長	内藤 尚志（税務事務）
③総務省 自治行政局長	北崎 秀一（定年延長、税務事務）
④総務省 自治行政局公務員部長	大村 慎一（定年延長）

4 要請者

神戸市長 久元 喜造

5 懇談内容等

①鈴木副大臣の発言骨子

（定年延長）

- ・地方の意見を聴きながら、地方に資するように進めていきたい。

（税務事務）

- ・自治体の規模も違う。一番適した形になってほしいと思う。提言内容に同感である。

②内藤自治税務局長の発言骨子

（税務事務）

- ・我々も、4月に立ち上がる地方税共同機構もいかしながら電子化について検討していきたい。納税者の声も聴きながらピッチを上げて検討いただきたい。

③北崎自治行政局長の発言骨子

(定年延長)

- ・ 国公準拠の原則がある中、国家公務員よりも地方公務員が甘いと評価されることがないように考えながら進めたい。計画的な新規採用についても考えなければならない。

(税務事務)

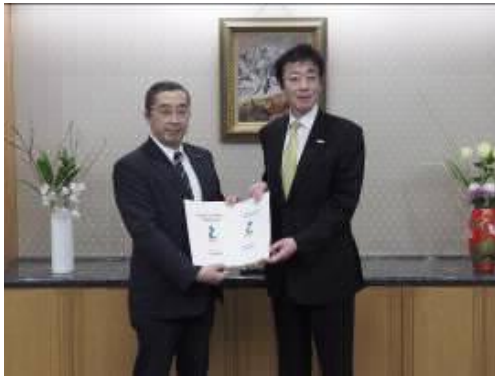
- ・ 先の長い話だが、スピード感を持って検討を進めていただきたい。

④大村自治行政局公務員部長の発言骨子

(定年延長)

- ・ 地方自治体の規模によって状況が違っているのは感じており、どのように読み込めるようにするかが課題と認識している。

①鈴木 副大臣



②内藤 自治税務局長



③北崎 自治行政局長



④大村 自治行政局公務員部長



地方公務員の定年延長に関する指定都市市長会提言

人事院は、国家公務員の定年延長に関し、平成30年8月、定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出を行ったところである。

ここで示された定年延長は、60歳を超える職員の能力及び経験を本格的に活用するものであり、複雑高度化する行政課題に的確に対応するとともに、質の高い行政サービスを維持していくために必要な施策として、賛意を表すものである。

しかしながら、地方公共団体は職員数、年齢構成、組織規模など、国と大きく異なっており、今般示された定年延長が、そのまま地方公務員の枠組みに馴染むとは言い難い。

したがって、地方公務員の定年延長に関する具体的な制度設計に当たっては、地方固有の事情を考慮すべきであり、指定都市市長会として、下記のとおり提言する。

記

- 1 採用計画など、調整を必要とする中長期的課題が多いことから、段階的な引上げ方を含め、スケジュールを早急に示すこと。
- 2 定年延長の制度設計に当たっては、地方の実情に応じ、役職定年の年齢（60歳）、任用換の対象となる職（管理監督職員）などを、地方の裁量により決定できる仕組みを設けること。
- 3 制度設計に当たっては、地方公務員に係る定年延長の検討の場などにおいて、指定都市の意見を十分に聴く機会を設けるとともに、その意見を具体的な制度設計に反映すること。

平成31年2月6日
指定都市市長会

国税・道府県税・市税の情報連携による税務事務の効率化 に関する指定都市市長会提言

今後、人口減少・少子超高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少によって、自治体における財源確保が困難になる中で、公共サービスを確実に実施していくためには、ＩＣＴの活用による行政事務手続きの効率化を図ることなどが重要である。

税務事務については、国及び各自治体において、国税・地方税等の情報連携や電子化に向けた取組が行われているが、十分に浸透しておらず、いまだデータ入力や調査等の煩雑な事務作業が生じている。

また、税務システムの共同化・クラウド化に関する研究も進められており、税務システムの標準化・共通化は事務の効率化に資すると考えられるが、指定都市においては行政区制度や膨大な処理件数等、特有の課題が多い。

そこで、実現に向けては指定都市自ら具体的な検討を進めていく必要があると考えている。

上記の現状を踏まえ下記のとおり提言する。

記

- 1 国・都道府県・市区町村が保有する税情報に関する情報連携の拡大と電子化の更なる推進を図ること。
- 2 税務システムの標準化・共通化の検討を進めるに当たって、助言・協力及び財政的な支援を行うこと。

平成 3 1 年 2 月 6 日
指 定 都 市 市 長 会